

第 25 号議案

神戸空港条例の一部を改正する条例の件

神戸空港条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸空港条例の一部を改正する条例

神戸空港条例（平成17年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(停留等の制限)</p> <p><u>第 6 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(重量の制限)</u></p> <p><u>第 6 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により空港の施設を使用しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、国際民間航空条約（以下「条約」という。）の附属書14に規定するところにより決定された航空機等級番号が63を超える航空機を使用してはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(停留等の制限)</p> <p><u>第 7 条 施設使用者は、規則で定める</u></p>

により空港の施設を使用しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、規則で定める場所以外の場所において航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

第7条～第11条 [略]

（土地等の使用）

第12条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者（施設使用者、当該土地等が神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）第2条第1項の港湾施設でもある場合においてその使用について同条例第3条の許可を受けた者及び土地等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第13条 [略]

（権利譲渡の禁止）

第14条 第12条又は前条第1項の許可（以下「土地使用等許可」という。）を受けた者（以下「土地使用者等」と

場所以外の場所において航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

第8条～第12条 [略]

（土地等の使用）

第13条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者（施設使用者及び当該土地等が神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）第2条第1項の港湾施設でもある場合において、その使用について同条例第3条の許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第14条 [略]

（権利譲渡の禁止）

第15条 第13条又は前条第1項の許可（以下「土地使用等許可」という。）を受けた者（以下「土地使用者等」と

いう。)は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸をしてはならない。

第15条～第18条 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第19条 第12条の許可又は土地等についての地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、相当の理由があるものとして規則に定めるときは後納することができ。

(着陸料等及び使用料の減免)

第20条 市長は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、着陸料等又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場(国際民間航空条約の附属書14に規定する飛行場をいう。)に着陸することなく再び空港に着陸するとき。

(5)～(9) [略]

第21条～第23条 [略]

いう。)は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸をしてはならない。

第16条～第19条 [略]

(使用料)

第20条 第13条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(着陸料等及び使用料の減免)

第21条 市長は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、着陸料等又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場(条約の附属書14に規定する飛行場をいう。)に着陸することなく再び空港に着陸するとき。

(5)～(9) [略]

第22条～第24条 [略]

(違反者に対する措置)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第5条第1項又は第3項の規定に違反して空港の施設を使用した者
- (2) [略]
- (3) 第6条の規定に違反して航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者
- (4) 第7条の規定に違反して給油又は排油を行った者
- (5) 第8条の規定に違反して空港に入場し、又は同条の規定による行為の制限に違反した者
- (6) 第9条の規定に違反して制限区域に立ち入った者
- (7) 第10条第1項の規定に違反して車両を運転し、同条第2項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は同条第3項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、若しくは清掃した者
- (8) 第11条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(違反者に対する措置)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第5条第1項若しくは第3項又は第6条の規定に違反して空港の施設を使用した者
- (2) [略]
- (3) 第7条の規定に違反して航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者
- (4) 第8条の規定に違反して給油又は排油を行った者
- (5) 第9条の規定に違反して空港に入場し、又は同条の規定による行為の制限に違反した者
- (6) 第10条の規定に違反して制限区域に立ち入った者
- (7) 第11条第1項の規定に違反して車両を運転し、同条第2項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は同条第3項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、若しくは清掃した者
- (8) 第12条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(9) 第12条の規定に違反して土地等を使用した者

(10) 第13条第1項の規定に違反して営業をした者

(11) [略]

(公共施設等運営権の設定等)

第25条 [略]

2 [略]

3 空港機能施設事業についての必要な規制は、次条第2項から第4項までに定めるもののほか、空港法施行令（昭和31年政令第232号）第7条の基準に従い、規則で定める。

4、5 [略]

第26条～第28条 [略]

(指定管理者の指定等)

第29条 市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第25条第4項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 施設の着陸料等及び使用料の徴収並びに返還に関する業務

(9) 第13条の規定に違反して土地等を使用した者

(10) 第14条第1項の規定に違反して営業をした者

(11) [略]

(公共施設等運営権の設定等)

第26条 [略]

2 [略]

3 空港機能施設事業についての必要な規制は、第27条第2項から第4項までに定めるもののほか、空港法施行令（昭和31年政令第232号）第7条の基準に従い、規則で定める。

4、5 [略]

第27条～第29条 [略]

(指定管理者の指定等)

第30条 市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第26条第4項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 施設の使用料の徴収及び返還に関する業務

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第8条、第11条、第12条、第15条、第23条及び第24条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第29条第1項に規定する指定管理者」とする。

第30条 [略]

(過料)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) 第24条の規定による制止又は命令に従わなかった者

2 [略]

別表第1 (第18条関係) [略]

別表第2 (第19条関係)

(1) 一般使用

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第9条、第12条、第13条、第16条、第24条及び第25条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第30条第1項に規定する指定管理者」とする。

第31条 [略]

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) 第25条の規定による制止又は命令に従わなかった者

2 [略]

別表第1 (第19条関係) [略]

別表第2 (第20条関係)

ア 国際線（出発便に限る）

区分		金額
ターミナル利用料	大人	旅客 1 人につき 2,290 円
	小人	旅客 1 人につき 1,150 円
保安検査施設利用料	大人	旅客 1 人につき 550 円
	小人	旅客 1 人につき 550 円

備考

1 この表において「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは2歳以上12歳未満の者をいう。

2 2歳未満の者については、無料とする。

イ 国内線

区分		金額
ターミナル利用料	大人	旅客 1 人につき 300 円
	小人	旅客 1 人につき 150 円
保安検査施設利用	大人	旅客 1 人につき 250 円

料（出発 便に限 る）	小人	旅客 1 人に つき 250円
-------------------	----	--------------------

備考

1 この表において「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは3歳以上12歳未満の者をいう。

2 3歳未満の者については、無料とする。

(2) 専用使用

区分	金額
1 <u>2の項から4の項までに規定する場合以外の場合</u>	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年3月条例第80号。 <u>以下「使用料条例」という。</u> ）の規定の例により算出して得た金額

[略] [略]

4 第2ターミナルビルの施設を使用する場合	1 事務所その他 (1) 業務用施設 1平方メートル1月につき 8,320円 (2) 商業用施設 1平方メートル
-----------------------	---

区分	金額
1 <u>2の項及び3の項に規定する場合以外の場合</u>	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年3月条例第80号）の規定の例により算出して得た金額

[略] [略]

ル 1 月につき

9,240円

(3) 特別待合室

1 時間につき

8,800円

ただし、1 時間を超える場合は、15分につき2,200円を加算する。

(4) 専用駐車場

1 台 1 月につ

き 33,000円

(5) チェックイ

ンカウンター

ア 国際線

1 カウンタ

ー30分につ

き 370円

イ 国内線

1 カウンタ

ー30分につ

き 120円

2 占用使用

物販及び飲食のため  
の出店、催物、金融並びに  
手荷物受託その

	<p>他これらに類する行為をするとき 1平方メートル1日につき 310円</p> <p>3 1及び2に定めるもの以外のもの 使用料条例の規定の例により算出して得た金額</p>
--	---

備考

- 1 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 2 1月未満の端数は日割りにより計算する。この場合において1月は30日として計算する。
- 3 15分未満、30分未満及び1時間未満の端数は、それぞれ、15分、30分及び1時間として計算する。
- 4 建物の壁面を使用する場合にあつては、壁面の占有面積を使用面積とみなす。

(3) 一般駐車場

区分	金額	24時
----	----	-----

			間毎 の上 限額	
一 般	搭 乗 者	入庫の 時から 出庫の 時まで に経過 した利 用時間 (以下 「利用 時間」 とい う。) が24時 間以内 のとき	無料	
		利用時 間が24 時間を 経過し たとき	1台 1時 間に つき 150 円	1,530 円
	搭 乗 者 以	利用時 間が24 時間以 内のと	1台 1時 間に つき	1,530 円

	外	き	150 円 た だ し、 利 用 時 間 が 30 分 以 内 の と き は 無 料 と す る。	
		利用時 間が24 時間 を 経 過 し た と き	1台 1時 間 に つ き 150 円	1,530 円
障 害 者	搭 乗 者	利用時 間が24 時間以 内のと き	無料	
		利用時 間が24 時間を	1台 1時 間に	760円

	経過したとき	つき 75 円	
搭乗者以外	利用時間が24時間以内のとき	1台 1時間につき 75 円 ただし、 利用時間が30分以内のときは無料とする。	760円
	利用時間が24時間を経過したとき	1台 1時間につき 75 円	760円

備考

1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 この表における障害者の項は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付される身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けている者が自ら若しくはその介助者が運転する自動車であって、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の提示があったものについて適用し、一般の項はその他の自動車に適用する。

4 この表において搭乗者の項は、施設使用者の旅客に適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(この条例の施行の日前に行われた指定の手続の特例)
- 2 この条例の施行の日前に行われた神戸空港に係る改正後の神戸空港条例第 29 条に規定する指定管理者の指定の手続は、同条例の規定により行われた手続とみなす。

## 理 由

神戸空港の施設の使用料を新設する等に当たり、条例を改正する必要があるため。